

大分県産業科学技術センター競争的研究費不正防止計画

大分県産業科学技術センター（以下「センター」という。）は、競争的研究費の不正防止のため「大分県産業科学技術センター競争的研究費等の運営・管理に関する基本方針」に基づき、次のとおり不正防止計画を策定する。

1 責任体系の明確化

不正発生の要因	具体的な取り組み
責任体系が明確でない。	最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者定め、その職名を公開する。
監事相当職の役割が明確でない。	不正防止に関する内部統制の整備・運用状況についてセンター全体の観点から確認し、意見を述べる。 特に統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	具体的な取り組み
防止計画を進める担当部署が明確でない。	企画連携担当に不正防止計画推進部署を置く。
競争的研究費に関する意識が希薄。	職員全体に対しコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス推進責任者は受講状況及び理解度について把握する。 競争的研究費に関わる全ての職員に誓約書を提出させる。
使用ルールが周知されていない。	職員に対し使用ルールについての説明会を実施する。ルールのマニュアル化により研究費執行の流れをわかりやすくする。

3 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	具体的な取り組み
業者との癒着が生じる。	癒着や架空取引等の不正を防ぐため、物品購入等の発注・検収業務は管理担当が行う。 取引業者に対し、誓約書の提出を求める。
予算の執行が遅れる。	執行状況を確認し必要に応じて指導する。

旅行事実の確認が不十分。	用務終了後に、復命書、領収書及び航空券半券等により事実確認を行う。
雇用者の勤務状況が把握できていない。	雇用管理は管理担当が行い、勤務状況を常に確認する。
購入した物品の私的流用。	10万円以上の物品については備品として登録し台帳に記載して管理する。

4 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因	具体的な取り組み
不正に対する相談・通報の窓口が明確でない。	企画連携担当に不正に関する窓口を設置し、広く周知する。
運営・管理体制が不透明。	競争的研究費の運営・管理体制についてセンターのホームページに掲載する。

5 モニタリングの在り方

不正発生の要因	具体的な取り組み
競争的研究費の運営・管理の意識が薄まる。	コンプライアンス教育を実施し、不正防止に向けた意識の醸成を図る。
センター全体としての運営・管理が適切に行われていない。	内部監査を年一回実施し、改善を要する事案については直ちに対策を講じ、最高管理責任者に報告する。
効率的に運営・管理の実態が把握できていない。	コンプライアンス推進責任者に研究費の支出状況等の定期的なモニタリングを義務付け、その実施状況を統括管理責任者に報告させることで不正防止の監視体制を構築する。
制度変更により不正防止計画が適正なものでなくなる。	監査結果に基づいて、不正防止計画を見直し。必要に応じて修正する。

附 則

この不正防止計画は、令和7年4月1日から施行する。